

## クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害の発生及び拡大を防止するため、所有者等による被害のない樹木に対して実施する予防対策及び被害を受けた樹木に対して実施する防除対策に対し、助成金を交付することにより、クビアカツヤカミキリによる被害の未然防止や防除、被害の拡大防止を目的とした事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 未被害木

市内に植生するサクラ、ウメ、モモ、スモモその他バラ科サクラ亜科の樹木のうち、次の号に規定するクビアカツヤカミキリによる被害が確認されていないもの

(2) 被害木

市内に植生するクビアカツヤカミキリの被害を受けていることが確認できる樹木(フラスの排出、幼虫の穿入、脱出予定孔や成虫の脱出孔の形成等が見られるものをいう)

(3) 樹木

第1号と第2号の総称

(4) 所有者等

未被害木又は被害木を所有又は管理している者(法人や団体等を含む)

### (助成対象者)

第3条 助成金の対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 第2条第4号に定める所有者等であること

(2) 助成金の申込から請求までを、同一年度内に完了させる見込みがある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

(1) 同一年度内に本助成金の交付を受けた者

(2) 国、地方公共団体、その他これに準ずる団体

(3) 同一の対象経費について、国や他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けている者

(4) 交付決定前に事業を実施した者

### (助成対象事業)

第4条 助成金交付の対象となる事業(以下、「助成対象事業」という。)は、次の各号に定

める事業とする。

(1) 伐採及びその処分

被害木の伐採及びその処分（伐根・運搬・破砕・焼却）

(2) ネット設置

ア 未被害木に対する産卵防止ネットの設置

イ 被害木に対する成虫の拡散防止ネットの設置

(3) 薬剤防除

ア 未被害木に対する予防目的の薬剤の樹幹注入

イ 被害木に対する薬剤の樹幹注入及び薬剤散布

(助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費は、前条に規定する助成対象事業に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

(1) 伐採及びその処分に係る経費

(2) ネット購入費及び設置費

(3) 薬剤購入費及び作業費。なお、使用する薬剤については、原則、環境省及び地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所等が示す、クビアカツヤカミキリに有効とされる薬剤を対象とする。

2 助成対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額について、助成率及び上限額は次の各号に定めるとおりとする。なお、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

(1) 伐採及びその処分

助成対象経費の合計額の3分の2とし、20万円を上限とする。

(2) ネット設置及び薬剤防除

助成対象経費の合計額の2分の1とし、5万円を上限とする。

2 第4条に定める各助成対象事業を併せて実施し、同時に申込する場合、助成対象事業毎に算定した助成金の額を併せて、25万円を上限とする。

(交付申込)

第7条 助成金の交付を申し込もうとする者（以下、「申込者」という。）は、事業実施の7営業日前までにクビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付申込書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付申込額の積算根拠となる書類（見積書の写し等）

(2) 事業計画平面図

- (3) 樹木の状況を示す写真
- (4) 樹木の所在図
- (5) 第3条第1号の要件を満たしていることを証明できる書類
- (6) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、予算の範囲内において、前項の交付申込の受付を先着順で行う。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定したときは、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、助成金交付の決定にあたり必要な条件を付することができる。

(内容変更)

第9条 助成金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、その交付決定を受けた後において、助成対象事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金変更(中止)承認申込書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、完了後、10営業日以内に、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金完了報告書(様式第5号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象事業に要した費用の支払いを証明する書類(請求書や領収書の写し等)
- (2) 事業実績平面図
- (3) 事業実施前・実施中・実施後の状況を示す写真。なお、薬剤防除については、使用した薬剤の空容器と対象樹木を一緒に写した写真も提出すること
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(助成金交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、通知を受けた日から 7 営業日以内に、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。また、助成金の交付を受けた後に交付決定を取り消された場合、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき
- (3) 関係法令や本要綱に違反したとき
- (4) その他、市長が取消と判断するもの

(その他)

第 14 条 事業の実施にあたっては、別紙に記載の内容や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」等の関係法令を遵守し、適法かつ安全に実施すること。

- 2 この要綱に定めのない事項、または事業運営上、特別の事業が生じた場合については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

## 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」 の規制に係る運用（概要）

- 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）において、特定外来生物の飼養等（飼養、栽培、保管、運搬）は原則禁止されている。
- クビアカツヤカミキリは、駆除のため伐採処分が必要な場合があるが、伐採した被害木に入り込んだ個体については、その場での殺処分が困難であり、許可無く運搬できないことは、迅速な防除の妨げとなる。
- そのことから、クビアカツヤカミキリの運搬および保管に係る運用について環境省において、以下のとおり、示されている

- 1 次の要件をすべて満たす場合、外来生物法の「運搬」には該当しない。
  - (1) 「焼却・粉砕等で確実に防除」

その場ですべての個体を殺処分することが困難である場合、拡散を防ぎ、確実に殺処分することを目的として、焼却または粉砕、燻蒸が可能な場所へ運搬
  - (2) 「見つけ次第、捕殺」

目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行うこと
  - (3) 「幌やブルーシート等で覆い、落下・飛散を防止」

運搬中に当該生物や樹木が落下・飛散しないよう、逸出防止措置を実施する。
  - (4) 「掲示板、HP 等で公表」

特定外来生物の防除であることを周知するため、実施する主体・実施日程・場所を事前に公表する。
  
- 2 上記 1 に付随してやむを得ず一時的に当該生物・樹木を保管する場合、逸出防止措置が十分にとられており、第三者が容易に持ち出せないよう管理され、かつ必要最小限の期間に限れば、外来生物法の「保管」には該当しない。



(様式第2号)

豊環公第 号  
令和 年(20 年) 月 日

様

豊 中 市 長

### クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付決定通知書

令和 年(20 年) 月 日に提出を受けたクビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付申込書について、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

対象事業	<input type="checkbox"/> 伐採及びその処分 <input type="checkbox"/> ネット設置 <input type="checkbox"/> 薬剤防除
助成金交付の適否	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交付決定額 (予定)	円
交付しない理由	
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申込者情報や事業内容に変更がある場合は速やかに報告すること</li><li>・ 事業完了後、10 営業日以内に実績報告をすること</li><li>・ 申込から請求までの手続きを同一年度内に完了させること</li></ul>

(様式第3号)

令和 年(20 年) 月 日

クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金変更(中止)承認申込書

(あて先) 豊 中 市 長

申 込 者  
氏 名  
住 所  
連絡先

令和 年(20 年) 月 日付け、豊環公第 号にて、交付決定を受けた助成対象事業に係る申込内容について、下記のとおり内容を変更(中止)したいので、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて、申込内容の変更(中止)について申し込みます。

種別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
樹木の所在地	
対象事業	<input type="checkbox"/> 伐採及びその処分 <input type="checkbox"/> ネット設置 <input type="checkbox"/> 薬剤防除
着手及び 完了予定日	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
申込額	円(税抜き)
誓約事項	<input type="checkbox"/> 申込内容に虚偽や不正がない。 <input type="checkbox"/> 本申込に係る経費について、国や他の地方公共団体等から同種の助成金等の交付を受けていない。 <input type="checkbox"/> 交付された助成金を目的外で使用しない。 <input type="checkbox"/> 事業の実施にあたり、関係法令を遵守し、適法かつ安全に作業する。 <input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことや暴力団等に該当しないこと。また、交付審査において、申込者についての確認や調査が必要となった際は、それに応じる。

※種別欄の該当する項目に☑をしてください。変更の場合は、その変更内容を記入してください。

※変更内容を証明する書類を添付してください。

(様式第4号)

豊環公第 号  
令和 年(20 年) 月 日

様

豊 中 市 長

クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金変更（中止）承認通知書

令和 年(20 年) 月 日に提出を受けたクビアカツヤカミキリ防除等対策助成金変更（中止）承認申込書について、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

種別	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
対象事業	<input type="checkbox"/> 伐採及びその処分 <input type="checkbox"/> ネット設置 <input type="checkbox"/> 薬剤防除
助成金交付の適否	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交付決定額 (予定)	円
交付しない理由	
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業完了後、10 営業日以内に実績報告をすること</li><li>・ 申込から請求までの手続きを同一年度内に完了させること</li></ul>

(様式第5号)

令和 年(20 年) 月 日

クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金完了報告書

(あて先) 豊 中 市 長

報 告 者  
氏 名  
住 所  
連絡先

令和 年(20 年) 月 日に申込をした内容のとおり、事業が完了しましたので、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱第10条に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

樹木の所在地	
対象事業	<input type="checkbox"/> 伐採及びその処分 <input type="checkbox"/> ネット設置 <input type="checkbox"/> 薬剤防除
事業完了日	年 月 日
事業実施にかかった経費	円

※添付書類

- ・助成対象事業に要した費用の支払いを証明する書類（請求書や領収書の写し等）
- ・事業実績平面図
- ・事業実施前・実施中・実施後の状況を示す写真。なお、薬剤防除については、使用した薬剤の空容器と対象樹木を一緒に写した写真も提出すること

(様式第 6 号)

豊環公第 号  
令和 年(20 年) 月 日

様

豊 中 市 長

クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付額確定通知書

令和 年(20 年) 月 日に提出を受けたクビアカツヤカミキリ防除等対策助成金完了報告書について、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱第 11 条に基づき、下記のとおり助成金の交付額が確定しましたので通知します。

助成金交付確定額	円
算定根拠	
遵守事項	通知を受けた日から 7 営業日以内に、助成金の交付を請求すること

(様式第7号)

令和 年(20 年) 月 日

クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付請求書

(あて先) 豊 中 市 長

請 求 者  
氏 名  
住 所  
連絡先

令和 年(20 年) 月 日付け、豊環公第 号にて、確定を受けたクビアカツヤカミキリ防除等対策助成金について、クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

(第 12 条関係)

令和 年(20 年) 月 日

### 口座振込依頼書

(あて先) 豊中市会計管理者

請 求 者  
氏 名  
住 所  
連絡先

豊中市から交付を受けるクビアカツヤカミキリ防除等対策助成金について、下記口座への振込みを依頼します。

振込指定金融機関	預金種別	口座名義
	1. 普通預金 2. 当座預金	(フリガナ)
店名	口座番号	(漢字)

- 1 金融機関名や店名、預金種別、口座番号、口座名義をご記入ください。
- 2 口座名義欄に申込者氏名以外の振込み先を記入する場合は、委任状が必要です。
- 3 通帳のコピー等、ご記入いただいた内容が証明できる書類を添付してください。
- 4 この依頼書の内容に変更が生じたときは、至急に環境部公園みどり推進課緑化自然環境係 (06-6843-4141) までご連絡ください。

(第 12 条関係)

令和 年(20 年) 月 日

## 委任状

(あて先) 豊中市会計管理者

委 任 者  
氏 名  
住 所  
連絡先

私は、下記の者を受任者と定め、下記の権限について委任します。

1. 権限  
クビアカツヤカミキリ防除等対策助成金の交付に係る口座振込受領の権限
2. 受任者  
住所  
氏名  
連絡先  
委任者との間柄